

小学校における教科担任制について

和洋女子大学特任教授 しばない やすし 柴内 靖



県内のある小学校では、9月から次年度以降の教育課程や時間割の編成、教職員配置を含めた教員の指導体制、各教科の指導方法等について、主任会議の中で検討を始めた。

その検討課題の中心は、今年度から完全実施となった学習指導要領を踏まえ、①授業の質的向上②指導組織の在り方③授業（指導）の効率化等を柱とする見直しであった。

特に、これまでも「音楽」などの特定教科におけるいわゆる「専科教員」の配置と、一部授業の交換授業を実施してきたが、更に今後導入が検討されている高学年における「教科担任制」を考慮したものを考えていた。

しかしながら、担任外の教員の少なさ、配置される教員の教員免許状の保有状況、時間割編成の複雑さ等から円滑に協議が進まない状況であった。

そこで、この問題について、自校の教員の教員免許状の保有状況と専科教員の適性など自校の実態を踏まえ、次年度以降の教育課程の編成方針に基づき、研究学校の成果と課題を調べ参考にするとともに、教育委員会に指導を仰ぎながら見直すこととした。

【関係法令】

教育職員免許法 第16条の5第1項

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第3条第1項から第4項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する小学校若しくは義務教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講

師（中略）となることができる。ただし、特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

ワンポイントレッスン

昨今、学校現場では複雑化・多様化する課題や学力向上、更には教員の負担軽減等から、教育課程の編成に苦労している現状である。

そのような中、教科担任制の問題については、文部科学省が中央教育審議会の特別部会を開き、本年8月に小学校5・6年生段階において2022年度をめどに、算数・理科・英語を対象教科として導入する中間まとめ（骨子案）を発表した。

1 これまでの状況

小学校では、学級担任が全ての教科を担当する「学級担任制」を基本としている。教員の専門性を生かすことについては、教員免許制度は学校種と教科に対応する相当免許主義であるが、経過措置として、教育職員免許法により、中学校教諭免許状の音楽・美術・保健体育・家庭を有する者について、小学校においてそれぞれの免許状に係る教科に相当する教科を担当できる（いわゆる専科教員）ことが認められており、各小学校ではこれを踏まえ、従前より専科教員を配置して対応している学校が多い。

2 2002年（平成14年）以降の新たな動き

2002年（平成14年）、中央教育審議会は、「今後の教員免許制度の在り方について」の中で、早期に対応すべき課題として、小学校高学年

における指導方法の多様性とチームによる推進の課題から、「小学校における各教科及び総合的な学習の時間の指導充実を図るため、教科に関する専門性の高い教員が担当できるよう免許制度上の措置を講じることが重要である」とし、専科教員の拡大を提言した。

この提言を踏まえて、同年、教育職員免許法が改正され、国語、社会、算数、理科、生活、総合的な学習の時間についても、専科担任が可能となった。併せて、高等学校教諭免許保有者についても小学校専科教員が可能となった。（教育職員免許法 第16条の5）

さらに、平成28年の教育職員免許法施行規則の改正により、中学校又は高等学校教諭免許状保有者は、小学校において担任できる範囲として、道徳及び特別活動が加わり学級担任が可能となっている。

3 全国の状況から

昨今、全国の多くの小学校では、①特定教科（音楽、理科等）の専科教員の配置②学級担任による交換授業③交換授業＋専科教員による授業が行われているのが現状である。

平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査における「小学校等における教科等の担任制の実施状況」を見てみると、5年生では、①音楽（54.0%）②理科（45.1%）③家庭（33.9%）、次いで書写、図工、外国語活動等となっており、6年生も同様の傾向である。

また、教科担任制が必要な理由は、①教師の専門性②生徒指導上の課題解決を挙げる学校が多いが、その他として教師の多忙化の軽減、小中学校の円滑な接続（いわゆる「中1ギャップ」の軽減）等が挙げられる。

先行研究している学校のいくつかを調べてみると、①複数教科の「教科担任制」（3人の教員において、理科は専科教員、他の2人がそれぞれ複数の別の教科を担当）②「教科担任制」と「少人数授業」を組み合わせたもの

の（6年生では、算数は「少人数授業」、社会・理科は「教科担任制」）③チーム学年としての交換授業（1組と2組の担任が社会と理科を交換、2組と3組の担任が音楽と体育を交換、3組と1組の担任が図工と家庭科を交換）④道徳・特別活動、総合的な学習の時間以外の完全教科分担任制（1組担任国語・図工、2組担任外国語・理科、3組担任算数・社会・音楽、講師体育・家庭科・算数）など様々な例がある。

4 本ケースから考えること

当該校では、9月から次年度以降の教育課程の編成や教員の配置を含めた指導体制等について、主任会議で検討を始めているが、今年度から学習指導要領が全面実施となったことを踏まえ、1年間の状況を分析し、課題を明確にして見直すことは重要な点である。

新たな学習指導要領は、従前に比べ、授業時数が3年生以上で35時間増加し、更に、道徳の教科化、外国語科、プログラミング教育など新たな取組が必要な授業も多く、1年間の実施状況から課題等を分析し、質の高い授業の確立、児童に対するきめ細かな指導、教員の負担軽減等などの視点を持って検討することは大切な要素である。

5 おわりに

実際に教科担任制を導入しようとするれば、「どの学年で実施するのか」「どの教科で行うのか」「どのような指導方法にするのか」「教室や設備の問題はないか」「必要な人材をどう確保するのか」など様々な点に考慮しなければならない。現段階では、教科担任制を視野に入れながら、早めに学校の経営方針や教育課程の編成の基本方針を明確にして、高学年を中心に、それぞれの教員の得意とする教科を生かした交換授業や中・高等学校免許保有者の専門性を生かすなどの工夫を講じ、質の高い授業の構築と効率性（負担軽減を含め）を高めることが期待される。